訪問看護ステーション月　重要事項説明書

（2026年6月1日改正）

1.　当社の概要

事業者名称	株式会社　傍楽（はたらく）
代表者氏名	代表取締役　保坂　恵里奈
本社所在地・電話番号	（所在地）京都府久世郡久御山町栄3丁目1番地20 （電話）　0774－94－6349
法人設立年月日	2021年1月11日

2.　事業所の概要

事業所名	株式会社傍楽　訪問看護ステーション月
所在地	京都府久世郡久御山町栄3丁目1番地20
電話番号・FAX	（電話）0774－94－6349 （FAX）0774－34－0866
事業所番号	認可指定番号　2661190021 （指定年月日　2021年6月1日）
管理者名	山根　絹
事業の目的	当該ステーションは介護保険法並びに関係する厚生労働省令に沿い、利用者に可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、適切な訪問看護・介護予防訪問看護を提供することを目的とします。
運営方針	（1）ステーションの看護職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常を営むことが出来るよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指し支援します。また利用者の意思及び人格を尊重し訪問看護計画を作成した場合には、利用者に同意を得、交付いたします。 （2）指定介護予防訪問看護は利用者の介護予防に努め、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活ができるよう支援します。また利用者の意思及び人格を尊重し介護予防訪問看護計画書を作成し利用者に同意を得、交付いたします。 （3）事業の実施に当たっては、居宅介護事業所、地域包括支援センター、関係市町村、地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。

3. 事業所の職員体制

従業者の職種	人数（人）	区分				職務内容等
		常勤（人）		非常勤（人）		
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1		1			従業者の管理及び業務の一元的な管理
看護師	8	4	1	3		訪問看護サービスの提供
PT/OT/ST	1	1				訪問看護リハビリの提供
事務職員等	2	2				事業所内の事務処理作業等

4. 通常の事業の実施地域

京都府久世郡久御山町、宇治市、城陽市、八幡市、その他の区域の訪問はご相談ください。

5. 営業日・営業時間等

営業日	月曜日～金曜日（祝日は通常稼働、土曜日、日曜日においては応相談） ただし、12月30日～1月3日、1月11日を除く
営業時間	9:00～17:00(ただし緊急の場合、時間外でもご連絡可能)

上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とします。

なお、祝日におけるセラピストの訪問は、原則休みとする。必要がある場合は応相談。

6. サービス提供方法

（1） 訪問看護の利用希望者がかかりつけの医師に申し込み、医師が交付した訪問看護の指示書に基づいて、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施します。

（2） 利用希望者または家族がステーションに直接申し込みがあった場合は、主治医に指示書の交付を求め訪問看護を実施します。

7. 提供するサービスの内容

（1） 病状・障害の観察、健康相談（血圧・体温・呼吸・脈拍などの測定、病気の観察と助言、食事指導、環境整備など）

（2） 日常生活の看護（清拭、洗髪、爪切りなどの清潔保持、入浴介助、食事・排泄介助など）

（3） 医師の指示による医療処置（褥瘡などの処置、吸引、人工呼吸器・胃瘻・腸瘻・在宅酸素・各種留置カテーテルなどのチューブ類の管理、点滴薬剤及び服薬管理・相談）

（4） リハビリ援助行為（拘縮予防、歩行訓練、言語訓練、嚥下訓練、認知予防指導等）

（5） 認知症の看護（認知症の介護相談、悪化防止、事故防止の相談や助言）

（6） 精神的支援をはじめ総合的な看護

（7） 住まいの療養環境の調整と支援

（8） 苦痛の緩和と看護

（9） 終末期に対する適切な看護

（10） 流行性感染症罹患者への継続観察

（11） その他（家族の相談と支援、地域の社会資源の活用、介護用品の利用相談、住宅改善の相談、相続に関する相談）

8. オンライン資格確認について

当事業所は、質の高い訪問看護の実施をするため、健康保険法第3条第13項の規定による電子資格確認により、利用者の診療情報を取得等した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行います。

それに伴い、必要に応じてご利用者様にマイナンバーやそれに準ずる書類の提示を求めることがあります。

国から認められている支援事業者（ネット回線やそれに準ずる事業者）による情報の確認を行うことがあります。

9. 利用者負担金

■訪問看護利用料　　※表示金額に、ご利用者様の負担割合に応じた金額が請求額となります

基本療養費				利用料金（円/回）	
訪問看護基本療養費（Ⅰ）	看護師	週 3 日まで 30 分以上		5,550 円	□
	リハビリ職			5,550 円	□
	看護師	週 4 日以降 30 分以上		6,550 円	□
	リハビリ職			5,550 円	□
訪問看護基本療養費（Ⅱ）イ ※同一建物への訪問	看護師	2 人	週 3 日目まで	5,550 円	□
			週 4 日目以降	6,550 円	□
		3 人以上 9 人以下	週 3 日目まで	2,780 円	□
			週 4 日目以降	3,280 円	□
		10 人以上 19 人以下	月 20 日まで	2,760 円	□
			月 21 日目以降	2,660 円	□
		20 人以上 49 人以下	月 20 日目まで	2,710 円	□
			月 21 日以降	2,610 円	□
		50 人以上	月 20 日目まで	2,610 円	□
			月 21 日以降	2,510 円	□
訪問看護基本療養費（Ⅱ）ニ ※同一建物への訪問	リハビリ職	2 人		5,550 円	□
		3 人以上 9 人以下		2,780 円	□
		10 人以上 19 人以下	月 20 日まで	2,760 円	□
			月 21 日目以降	2,660 円	□
		20 人以上 49 人以下	月 20 日目まで	2,710 円	□
			月 21 日以降	2,610 円	□
		50 人以上	月 20 日目まで	2,610 円	□
			月 21 日以降	2,510 円	□
包括型訪問看護療養費	訪問看護時間が 30 分以上 60 分未満		20 人未満	7,010 円	□
			20 人以上 50 人未満	6,310 円	□
			50 人以上	5,960 円	□
	訪問時間が 60 分以上 90 分未満		20 人未満	11,010 円	□
			20 人以上 50 人未満	9,910 円	□
			50 人以上	9,360 円	□
	訪問看護時間が 90 分以上		20 人未満	14,010 円	□
			20 人以上 50 人未満	13,730 円	□
			50 人以上	13,450 円	□
	訪問看護時間が 90 分以上 ※別に厚生労働大臣が定める場合		20 人未満	15,510 円	□
			20 人以上 50 人未満	15,200 円	□
			50 人以上	14,890 円	□

訪問看護物価対応料 1	月の初日の訪問の場合	令和 8 年 6 月 ～令和 9 年 5 月末	60 円	□
		令和 9 年 6 月～	120 円	□
	月の 2 日目以降の訪問の場合	令和 8 年 6 月 ～令和 9 年 5 月末	20 円	□
		令和 9 年 6 月～	40 円	□
訪問看護物価対応料 2		令和 8 年 6 月 ～令和 9 年 5 月末	20 円	□
		令和 9 年 6 月～	40 円	□
訪問看護医療 DX 情報活用加算			50 円	□
訪問看護ベースアップ評価料			1,830円	□

管理療養費				利用料金 （円/回）	
機能強化型 訪問看護管理療養費 2	月の初日			10,460 円	□
	2 日目以降	（イ） 単一建物居住利用者 20 人未満		3,010 円	□
		（ロ） 単一建物居住利用者 20 人以上 50 人未満	(1)月 15 日目まで	2,510 円	□
			(2)月 16 日目以降 24 日目まで	2,310 円	□
			(3)25 日目以降	2,210 円	□
		（ハ） 単一建物居住利用者 50 人以上	(1)月 15 日目まで	2,410 円	□
			(2)月 16 日目以降 24 日目まで	2,210 円	□
			(3)25 日目以降	2,010 円	□

加算				利用料金 （円/回）	
難病等複数回訪問加算 ※同一建物内	1 人又は 2 人	1 日に 2 回の場合		4,500 円	□
		1 日に 3 回以上の場合		8,000 円	□
	3 人以上 9 人以下	1 日に 2 回の場合		4,000 円	□
		1 日に 3 回以上	月 20 日目まで	7,200 円	□
			月 21 日目以降	6,900 円	□
	10 人以上 19 人以下	1 日に 2 回の場合		3,700 円	□
		1 日に 3 回以上	月 20 日目まで	6,300 円	□
			月 21 日目以降	5,200 円	□
	20 人以上 49 人以下	1 日に 2 回の場合		3,500 円	□
		1 日に 3 回以上	月 20 日目まで	4,800 円	□
			月 21 日目以降	3,500 円	□
	50 人以上	1 日に 2 回の場合		3,300 円	□
		1 日に 3 回以上	月 20 日目まで	4,100 円	□
			月 21 日目以降	3,000 円	□

夜間・早朝訪問看護加算 夜間（18:00～22:00） 早朝（06:00～08:00） ※同一建物内	1 人又は 2 人			2,100 円	□
	3 人以上 9 人以下	月 15 日目まで		2,100 円	□
		月 16 日目以降		1,900 円	□
	10 人以上 19 人以下	月 15 日目まで		1,800 円	□
		月 16 日目以降		1,300 円	□
	20 人以上 49 人以下	月 15 日目まで		1,200 円	□
		月 16 日目以降		950 円	□
	50 人以上	月 15 日目まで		1,000 円	□
		月 16 日目以降		800 円	□
深夜訪問看護加算 深夜（22:00～06:00） ※同一建物内	1 人又は 2 人			4,200 円	□
	3 人以上 9 人以下	月 15 日目まで		4,200 円	□
		月 16 日目以降		4,000 円	□
	10 人以上 19 人以下	月 15 日目まで		3,900 円	□
		月 16 日目以降		2,300 円	□
	20 人以上 49 人以下	月 15 日目まで		2,100 円	□
		月 16 日目以降		1,500 円	□
	50 人以上	月 15 日目まで		1,800 円	□
		月 16 日目以降		1,300 円	□
複数名訪問看護加算 ※同一建物	同時に 訪問する者が 看護職員 （週1回）	1 人又は 2 人		4,500 円	□
		3 人以上 9 人以下		4,000 円	□
		10 人以上 19 人以下		3,400 円	□
		20 人以上 49 人以下		3,000 円	□
		50 人以上		2,700 円	□
	同時に 訪問する者が その他職員	1 人又は 2 人	1 日に 1 回	3,000 円	□
			1 日に 2 回	6,000 円	□
			1 日に 3 回	10,000 円	□
		3 人以上 9 人以下	1 日に 1 回	2,700 円	□
			1 日に 2 回	5,400 円	□
			1 日に 3 回	9,000 円	□
		10 人以上 19 人以下	1 日に 1 回	2,100 円	□
			1 日に 2 回	3,800 円	□
			1 日に 3 回	5,500 円	□
		20 人以上 49 人以下	1 日に 1 回	1,900 円	□
			1 日に 2 回	3,450 円	□
			1 日に 3 回	4,800 円	□
		50 人以上	1 日に 1 回	1,600 円	□
			1 日に 2 回	3,300 円	□
			1 日に 3 回	4,500 円	□

長時間訪問看護加算（算定要件あり）		5,200 円	□
24 時間対応体制加算（毎月初回のみ）		6,800 円	□
緊急訪問看護加算	14 回目まで	2,650 円	□
	15 回目以降	2,000 円	□
特別管理加算	Ⅰ	5,000 円	□
（毎月初回のみ、該当される方のみ）	Ⅱ	2,500 円	□
乳幼児加算		1,400 円	□
（別に厚生労働大臣が定める者に該当する場合）		1,800 円	□
専門管理加算		2,500 円	□
情報提供療養費	訪問看護情報提供療養費１～３	1,500 円	□
退院時共同指導加算		8,000 円	□
特別管理指導加算		2,000 円	□
退院支援指導加算		6,000 円	□
在宅患者連携指導加算		3,000 円	□
入院中に外泊時訪問した場合		8,500 円	□
在宅患者緊急時等カンファレンス加算		2,500 円	□
ターミナルケア		25,000 円	□
訪問看護医療情報連携加算		1,000 円	□
訪問看護遠隔診療補助料		2,650 円	□

実費（保険外）		利用料金 （円/回）	
90 分を超える訪問（30 分単位）		2,000 円	□
営業日外訪問（12/30～1/3、1/11　基本料金に加え、2 時間まで）		5,000 円/日	□
通院支援（看護師による診察同行及び移動介助）		午前診　15,000 円 午後診　20,000 円	□ □
交通費（久御山町、宇治市、城陽市、八幡市、京都市の一部以外のエリア）		片道 100 円/km	□
1 日 4 回目以降訪問　基本料金		8,550 円/回	□
1 週間以内に 2 回以上の長時間訪問（90 分）		5,200 円	□
時間外訪問看護加算	夜間（18:00～22:00） 早朝（06:00～08:00）	2,100 円	□
	深夜（22:00～06:00）	4,200 円	□
複数名訪問看護加算	看護師	4,500 円	□
	その他職員	3,000 円	□
エンゼル処置		20,000 円	□

※　自立支援医療を利用されている場合、お支払いにつきましては最大、自立支援医療に記されている上限額になります。

※　実費（保険外）のご請求は医療費控除の対象外となります。

※　医療保険制度の改定等により、加算の内容または利用料金が変更となる場合があります。

■キャンセル料

利用者様のご都合により、サービスをキャンセルされた場合は、次のキャンセル料をいただきます。
ただし、病状の急変等、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日の前日までに連絡があった場合	無料
利用日の前日までに連絡がなかった場合	3,000円

10. 利用料金のお支払方法

事業者は、当月料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月15日までにご利用者に送付いたしますので、翌月27日までに事業者の指定する方法でお支払いいただきます。
原則として口座引き落としとさせていただきます。なお、ご希望により振込・現金払いを利用することもできます。
ただし、振込手数料は利用者様の負担になります。入金確認後、領収書を発行いたします。
現金払いの場合は、差額の無いようご用意をお願いしております。

＜振込口座＞
京都信用金庫　久御山支店
普通預金　口座番号:3017124
口座名義　株式会社傍楽
カ)ハタラク

11. サービスのご利用にあたってのお願い

① サービス提供にあたっては、複数の看護師が交代で訪問させていただきます。
② 訪問看護師等の訪問時間は、交通事情や天候、前の訪問先の状況等により30分程度前後する場合があります。
③ ご都合で日程などの変更やキャンセルをされたい場合は、前日までにご連絡ください。
④ ご利用者様またはご家族に感染症の可能性がある場合は、感染に対する予防処置を取らせていただきますので、あらかじめご了承ください。
⑤ 訪問看護師等には、ご利用者との個人的な連絡や契約は禁止しています。

＜看護職員等の禁止行為＞

・利用者または家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
・利用者または家族からの金銭、物品、飲食の授受
・利用者の同居家族に対するサービス提供
・利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
・身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者または第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
・その他利用者または家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

⑥ 急な発熱や発作の場合は、必要に応じて訪問看護させていただきます。
⑦ 訪問看護師等の交代を希望される場合はご相談ください。ただし、ご利用者様からの特定の看護師のご指名はお受けいたしかねますのでご了承ください。

12. 虐待防止および身体拘束に関する事項

①事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を取ります。
（1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
（2）虐待防止のための指針の整備
（3）虐待を防止するための定期的な研修の実施
（4）（1）～（3）に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
②事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。
③訪問看護（介護予防訪問看護）サービスの提供にあたっては、利用者またはその家族等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。
④③の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

13. 事故発生時の対応

①事業者は、訪問看護サービス提供中に事故が発生した場合は、事故の状況に応じて次の対応を行います。
（1）医療機関への連絡と受診
（2）ご利用者の家族、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、市町村への連絡
（3）事故原因の解明等、上記以外に必要な措置
②事業者は、訪問看護サービス提供にあたり、万一ご利用者様の生命・身体・財産に損害を与えた場合、加入している損害保険により速やかに損害賠償を行います。ただし、自ら責めに帰すべき事由によらない場合は、 この限りではありません。

14. 苦情の相談

ご利用者からの苦情などに迅速かつ適切に対応するため、相談窓口を設置しています。
ご不明な点はお気軽にご相談ください。

相談窓口	株式会社傍楽　訪問看護ステーション月
電話番号	0774－94－6349
FAX番号	0774－34－0866
窓口責任者	河合　麻衣
管理者	山根　絹

※その他、当事業所以外に京都府国民健康保険団体連合会（075－345－9090）
市町村または所轄保健所の相談・苦情窓口に苦情を伝えることができます。

15. サービスの終了について

① 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することでサービスの解約ができます。
・事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
・事業者が守秘義務に反した場合
・事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
② 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することでサービスの解約ができます。
・利用者のサービス利用料金の支払いが2ヵ月以上遅延し、料金を支払うように催促したにも関わらず月6までに支払われない場合

・利用者またはその家族などが、事業者やサービス提供の従事者に対して、この契約を継続し難いほどの迷惑行為・背信行為を行った場合（セクシャルハラスメントやパワーハラスメント等）

③ 次の事由に該当した場合は、サービスは自動的に終了します。

・利用者の要支援・要介護認定区分が、自立（非該当）と認定された場合

・利用者が介護保険施設や医療施設に入所または入院した場合（3ヶ月以上継続）

・利用者が死亡した場合

16. 業務継続計画の策定等

①事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

②事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

③事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

17. 緊急時の対応

ご利用者に病状の急変が生じた場合や、その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡し対応させていただきます。

【24時間連絡体制について】　※次頁　緊急時対応体制図参照

電話による相談または訪問看護を利用する場合、9～17時と17時～翌9時では対応方法が異なります。

平日9時～17時

事務所または24時間対応携帯番号へ連絡いただきましたら、ご利用者様の状況に応じて、電話対応または現場近くの即時対応できるスタッフへ訪問指示を行い、緊急訪問にて対応を行います。

平日17時～翌9時、土日祝日

24時間対応携帯番号へ連絡いただきましたら、ご利用者様の状況に応じて、連絡相談担当スタッフが電話対応または緊急訪問にて対応を行います。

連絡相談担当スタッフについては下記体制に基づき、看護師または看護師等以外の職員でのサポート体制を確保しております。

ア 看護師等以外の職員がご利用者様またはそのご家族等からの電話等による連絡および相談に対応する際のマニュアルの整備をしています。

イ 緊急の訪問看護の必要性の判断を看護師が速やかに行える連絡体制および緊急の訪問看護が可能な体制が整備されています。

ウ 管理者は、連絡相談を担当する看護師等以外の職員の勤務体制および勤務状況を明らかにしています。

エ 看護師等以外の職員は、電話等により連絡および相談を受けた際に、看護師へ報告します。報告を受けた看護師は、当該報告内容等を訪問看護記録書へ記録します。

オ アからエの内容についてご利用者様およびご家族様等へ説明し、同意を得ます。

カ 指定訪問看護事業者は、連絡相談を担当する看護師等以外の職員に関して届出をしています。

在宅看護における緊急時対応の流れ



ご利用者様・ご家族様・介護者からの一報

訪問看護ステーション or 緊急対応担当者

電話対応

看護師

看護師以外

主治医へ直接電話

予測外の状況で生命に関わると判断し、緊急入院を想定する

利用者の状態を確認する必要あり

電話で解決

予想していた状況には、あらかじめ指示があった対応を家族に行ってもらう

利用者の状態を確認する必要あり

緊急担当看護師へ報告

訪問看護

その場で主治医へ報告

- 予想外の状況で早急な主治医の診察が必要
- 主治医の指示で処置



看護師による処置

- 予想範囲内の変化であり、看護師のケア、処置で対応
- 患者、家族、介護者に判断と対処の方法を指導

報告・記録

- 主治医、関係機関に報告
- 記録及びカルテ整理
- 必要じ、サマリー作成

18. 個人情報の保護及び秘密の保持について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

同意書

（24時間対応体制加算・特別管理加算・長時間訪問看護加算・複数名訪問看護加算・難病等複数回訪問看護加算）

□ 私は、貴訪問看護ステーションの24時間対応体制加算により、緊急時の場合、相談または訪問看護を利用するため、24時間対応体制加算を算定することに同意します。

□ 私は、病気の状況から特別管理加算を算定することに同意します。

□ 私は、長時間の訪問を要する場合に対し、1回の訪問が90分を超えた場合、週1回（15歳未満の超重症児、準超重症児については週3回）長時間訪問看護加算に算定することに同意します。

□ 私は、必要があって同時に複数の訪問看護師による指定訪問看護を実施した場合、複数名訪問看護加算を算定することに同意します。

□ 私は、複数回の訪問の必要があり、指定訪問看護を実施した場合、難病等複数回訪問看護加算を算定することに同意します。

上記の契約、同意を証するため、本書2通を作成し、利用者・事業者が署名押印のうえ、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日　　年　　月　　日

＜ご利用者＞

私は、以上の契約の内容及び重要事項、利用料金、同意書等について説明を受け、内容を確認しました。
この契約書で確認いたしました訪問看護サービスの利用を申し込みます。

利用者	住所	
	氏名	印

＜署名代行者＞

署名代行理由　私は、本人の契約意思を確認し、署名代行いたしました。

署名代行者	住所 連絡先	（電話　　－　　－　　）
	氏名	印

訪問看護・介護予防訪問看護の提供にあたり、利用者に対して重要事項説明書を交付の上、サービス内容及び重要事項、個人情報保護や契約に関する事項の説明を行いました。

【事業者】

京都府久世郡久御山町栄3丁目1番地20
株式会社　傍楽
代表取締役　保坂　恵里奈　　印

【事業所】

京都府久世郡久御山町栄3丁目1番地20
株式会社傍楽　訪問看護ステーション月
（指定事業所番号　第2661190021号　京都府）
管理者　　山根　絹

説明者